昭和五十三年国家公安委員会規則第八号

規則 技能検定、技能講習及び射撃教習に関する

うに定める。

うに定める。

うに定める。

がの第三十三号)第五条の九第三項及び第四項が収定基づびに第六条の二第二項及び第四項の規定に基づびに第六条の二第二項及び第四項が取令第三十三号)第五条の九第三項及び第四項並

(技能検定の合格基準)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(第六条第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(第六条

ないこと。 本いこと。 本の四第一項の技能検定(以下「技能検定」条の四第一項の技能検定(以下「技能検定」条の四第一項の技能検定(以下「技能検定」条の四第一項の技能検定(以下「技能検定」条の四第一項の技能検定の以下の銃砲刀剣類所という。

する場合を除く。)。
イ 用心がねの中に指を入れること(射撃をイ 競口を人のいる方向に向けること。

猟銃を暴発させること。

除く。)、又は銃架等に置くこと。
さないで猟銃を携帯し(射撃をする場合を特別が、又は弾倉を取りはず、

・ するようますころ、こそりに表しているかどうかの確認を怠ること。 合において、実包が装てんされているかどへ 猟銃を手にした場合又は射台を離れる場

を回を接ていったまます台を離れること。おおは外の場所において実包を装てんす

とい。 キ 実包を装てんしたまま射台を離れるこ

のある行為でいるでは、又は標的の方のある行為のある行為で、身体又は財産に危害を及ぼすおそれが、アからクまでに掲げるもののほか、人の向と著しく異なる方向に発射すること。のある行為の時機を著しく失し、又は標的の方

掲げる成績を得ること。いて、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に二 猟銃の射撃の科目についての技能検定にお

設を使用して行うもの(第三条において して行うものとする定める基準に適合する構造設備を有する施 検定を受ける者一人2四十六号。以下この号及び第四条第一項に 個に対して一回とす関する内閣府令(昭和三十七年総理府令第 4 散弾銃射撃検定に、関する内閣府令(昭和三十七年総理府令第 4 散弾銃射撃検定に、関する内閣府令(昭和三十七年総理府令第 4 散弾銃射撃検定に、関する内閣府令(昭和三十七年総理府令第 4 散弾銃射撃検定に、

標的に命中すること。 「トラップ射撃」という。)にあつては三個以上の 用して行うもの(第三条において「スキー 用して行うもの(第三条において「スキー 基準に適合する構造設備を有する施設を使 以上の標的に、指定府令別表第三に定める 以上の標的に、指定的で別表第三に定める

あつては百点以上を得点すること。を、膝射にあつては七十点以上を、伏射にによる射撃 立射にあつては五十点以上 公称口径二十二のへり打ちのライフル銃

あつては六十点以上を得点すること。を、膝射にあつては四十点以上を、伏射にによる射撃。立射にあつては二十五点以上による射撃。立射にあつては二十五点以上にる射撃。立てに追点以上を得点すること。

(操作検定の実施方法)

二 猟銃の保持及び携行

一 照準及び空撃ち

(散弾銃射撃検定の実施方法)三 照準及び空撃を

第三条 猟銃の射撃の科目についての技能検定のうち散弾銃によるもの(以下この条においてうち散弾銃射撃検定」という。)は、トラツプ射撃区はスキート射撃により行うものとする。 2 散弾銃射撃検定において使用する標的は、直径が百八ミリメートル以上百十二ミリメートル以下、高さが二十五ミリメートル以上二十八ミリメートル以下で、かつ、重量が百グラム以下のクレーとする。

次に掲げるとおりとする。 散弾銃射撃検定における標的の放出方法は、

個に対して一回とする。 | 1 | 散弾銃射撃検定における射撃回数は、標的一 | 3 | 標的は、一個ずつ放出するものとする。 | 3 |

スキート射撃による散弾銃射撃検定は、当該

ライフル銃 て、立射、膝射又は伏射により行うものとすらライフル銃 基準に適合する構造設備を有する施設を使用して「スキー て「ライフル銃射撃検定」という。)は、指定が高に定める 第四条 猟銃の射撃の科目についての表においるのては二個 (ライフル銃射撃検定の実施方法)

イフル銃 りとする。 大きさ、形状及び得点圏は、別表に定めるとお、伏射に 2 ライフル銃射撃検定において使用する標的の十点以上 る。

十回とする。 3 ライフル銃射撃検定における射撃回数は、1

(技能検定の打切り)

第五条 都道府県公安委員会は、技能検定を受けができる。

(操作講習の講習事項)

第大条 法第五条の五第一項に規定する講習(以第大条 法第五条の五第一項に規定する講習(以下この条において「操事項についての講習(以下この条において「操作講習」という。)は、当該操作講習を受ける者に、次の各号に掲げる動作について、それぞれ当該各号に定める回数行わせた後、射台において実包の装填及び抜出し並びに実射をさせるいて実包の装填及び抜出し立びに実射をさせることによつて行うものとする。

二 鼡流の呆寺及び隽テ 一司 一 猟銃の点検及び分解結合 一回

三 模擬弾の装塡及び脱包 二回二 猟銃の保持及び携行 一回

五 不発の場合の処理 一回四 照準及び空撃ち 五回

2 都道府県公安委員会又は法第九条の四第一項2 都道府県公安委員会等」という。)は、指導のため必要があると認めるときは、前項各号に定める回数を超ると認めるときは、前項各号に指導のため必要があると認めるときは、前項各号に掲げる動作を行わせることができる。

するものとする。 操作講習においては、第一条第一号アからケ

(散弾銃射撃講習の講習事項)

一 標的は、トラップ射撃にあつては最大飛し上が開か、トラップ射撃にあっては最大飛しようでは、当該講習を受ける者一人につき二下になるような速度で放出するものとする。下になるような速度で放出するものとする。

4 散弾銃射撃講習における射撃回数は、標的一三 標的は、一個ずつ放出するものとする。

| 5 スキート射撃による散弾銃射撃講習は、当該|| 個に対して一回とする。

「操う」女単売寸登集習においてよ、寸となれ、寸とげる。 して行うものとする。 - 講習を受ける者一人につき五以上の射台を使用十一 - 講習を受ける者一人につき五以上の射台を使用

する。
動作その他必要な事項について指導するものと動作その他必要な事項について指導するものと

(ライフル銃等射撃講習の講習事項)

第八条 技能講習のうち、令第二十一条第二項の第八条 技能講習のうち、令第二十一条第二項の表の猟銃の射撃姿勢により行うものとする。一以上の射撃姿勢に依託する場合を含む。)のうちという。)は、次に掲げる射撃姿勢(銃身を架という。)は、次に掲げる射撃姿勢(銃身を架という。)は、次に掲げる射撃姿勢(銃身を架という。)は、次に掲げる射撃姿勢により行うものとする。

二膝射

三伏射

四月射

での距離は五十メートルとする。 十六ミリメートル以下とし、射撃線から標的まの直径は、三百三十三ミリメートル以上三百六2 ライフル銃等射撃講習において使用する標的

十回以上とする。

十回以上とする。

(技能講習の講習時間)

第九条 技能講習における講習時間は、 上とする。 二時間以

(技能講習の打切り)

第十一条 令第二十二条による認定は、令第二十 第十条 都道府県公安委員会等は、技能講習を受 係る技能講習を打ち切ることができる。 めの指示に従わない場合においては、その者に けている者が当該技能講習を安全に実施するた (技能講習の修了認定)

までに定めるところにより行つた技能講習の課の下欄に掲げる事項について第六条から第九条 を修得したと認定した者に対して行うものとす 程を終了し、都道府県公安委員会等が当該事項 一条第二項の表の上欄に掲げる科目ごとに同表 1

(考査の合格基準等)

第十二条 第一条の規定は、令第二十六条第三項 に規定する基準について準用する。

2

号の教習射撃指導員」と読み替えるものとす 員会」とあるのは、「法第九条の四第一項第二 この場合において、第五条中「都道府県公安委 条第三項の規定による考査について準用する。 第二条から第五条までの規定は、令第二十六

従い、それぞれ当該各号に掲げるとおりとす時間及び射撃回数は、次の各号に掲げる区分に 法第九条の五第一項の射撃教習における教習

3

以上、射撃回数は二十五回以上 ライフル銃による射撃教習 教習時間は三 散弾銃による射撃教習 教習時間は三時間

時間以上、射撃回数は二十回以上

附 則

行する。 この規則は、 昭和五十三年十二月一日から施

附 委員会規則第三号) 則 (昭和五五年六月二一日国家公安

この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和五五年一一月一四日国家公

安委員会規則第五号

号)の施行の日(昭和五十五年十一月二十一を改正する法律(昭和五十五年法律第五十五 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部 から施行する

安委員会規則第二一号) 附 則 (平成一二年一二月二一日国家公|別表(第4条関係)

成十三年一月六日)から施行する。 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日 平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平この規則は、内閣法の一部を改正する法律

委員会規則第二一号) 則 (平成一四年一一月七日国家公安

附

から施行する。 の一部の施行の日(平成十四年十一月十四日) 化等を図るための関係法律の整備に関する法律 この規則は、障害者等に係る欠格事由の適正 附

安委員会規則第一〇号) 則 (平成二一年一一月一八日国家公 抄

月四日) を改正する法律の施行の日(平成二十一年十二 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部 から施行する。

委員会規則第三号) (平成二七年一月三〇日国家公安

附

する。 この規則は、平成二十七年四月一日から施行

射距離の数1 射距離の数値

- (10)

射距離の数値